二　次のイからニまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ～ハ　（略）

ニ　前号ニに該当する事業主　三十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

（削る）

3　一の年度において、年間職業能力開発計画に基づく一の事業所又は事業主団体等に係る人材開発支援コース助成金の額が、次のいずれかに掲げる場合において、それぞれ次に定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、次に定める額を当該事業所に係る事業主又は事業主団体等に対して、支給するものとする。

一・二　（略）

4　青少年雇用促進法第十五条の認定を受けた事業主が第二項第一号ロ並びにハ⑴及び⑵に該当する場合における同項第二号ロ及びハ⑴の規定の適用については、同号ロ及びハ⑴中「百分の三十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の七十五」とする。

5　人材開発統括官の定める定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保を通じた被保険者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進する措置を導入した事業主が第二項第一号ロ並びにハ⑴及び⑵に該当する場合における同項第二号ロ及びハ⑴の規定の適用については、同号ロ及びハ⑴中「百分の三十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の七十五」とする。

6　事業主又は事業主団体等が第二項第一号イに該当し、かつ、当該一般訓練を受けさせる被保険者が育児休業中のもの若しくは育児休業後において原職等に復帰したもの又は妊娠、出産若しくは育児を理由とする離職後に再就職したものである場合における同項第二号イの規定の適用については、同号イ中「二十時間以上」とあるのは、「十時間以上」とする。

7　特別育成訓練コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号（第三号又は第四号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であること。

⑴　職務に関連した専門的な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等又は第百十八条の二第二項第一号ハ⑴から⑶までに規定する転換に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等（以下この項において「一般職業訓練」という。）（専門実践教育訓練を活用したものを除く。以下この項において同じ。）の訓練実施計画（以下この項において「一般職業訓練実施計画」という。）に基づき、その雇用する有期契約労働者等に一般職業訓練を受けさせる事業主（当該一般職業訓練の期間、当該有期契約労働者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

⑵　一般職業訓練実施計画に基づき、その雇用する育児休業中の有期契約労働者等が一般職業訓練を受けることを支援する事業主であること。

⑶　一般職業訓練実施計画に基づき、その雇用する有期契約労働者等に一般職業訓練（専門実践教育訓練を活用したものに限る。次号ハにおいて同じ。）を受けさせる事業主であること。

二　次のイからハまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ～ハ　（略）

ニ　前号ニに該当する事業主　四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）

ホ　前号ホに該当する事業主団体等　前号ホの措置の導入の支援に要した費用の額の三分の二に相当する額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円）

2　一の年度において、年間職業能力開発計画に基づく一の事業所又は事業主団体等に係る人材開発支援助成金の額が、次のいずれかに掲げる場合において、それぞれ次に定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、次に定める額を当該事業所に係る事業主又は事業主団体等に対して、支給するものとする。

一・二　（略）

3　青少年雇用促進法第十五条の認定を受けた事業主が第一項第一号ロ並びにハ⑴及び⑵に該当する場合における同項第二号ロ及びハ⑴の規定の適用については、同号ロ及びハ⑴中「百分の三十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の七十五」とする。

4　第一項第一号ニ⑴(i)(イ)の措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主が同号ロ並びにハ⑴及び⑵に該当する場合における同項第二号ロ及びハ⑴の規定の適用については、同号ロ及びハ⑴中「百分の三十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の七十五」とする。

5　事業主又は事業主団体等が第一項第一号イに該当し、かつ、当該一般訓練を受けさせる被保険者が育児休業中のもの若しくは育児休業後において原職等に復帰したもの又は妊娠、出産若しくは育児を理由とする離職後に再就職したものである場合における同項第二号イの規定の適用については、同号イ中「二十時間以上」とあるのは、「十時間以上」とする。

（新設）